

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
- ・変更後の畜産活性化計画書（写）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
(〇〇〇型) 〇〇〇事業完了報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあつては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備 改良面積	草地造成 改良面積	野草地整備 改良面積	放牧用林地 整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

(別 添) ・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

別記様式第7号（第10の5関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画 承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施（予定）	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備 考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画（個別経営体又は協力経営体ごとに作成）

氏名（組織名）		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内 容	必要 資金額	資金調達内訳				
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	計
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	（例） 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇 〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画（個別経営）

（1）農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備 考
経営 土 地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農建物 用・農 設機 具等	畜舎			
家畜 飼養 状況	乳肉用豚鶏 牛牛	頭	頭	

（2）経営収支及び資金運用計画

区分	科 目		現 況 (年度)		目標年次 (年度)	
			金 額	算出基礎	金 額	算出基礎
収 支	収 入 A					
	支 出 B					
	収支差引 A－B					
資 金 運 用 計 画	受 入	農業収入 A				
		運転資金				
		その他				
		計 C				
	運 用	農業経営費 B				
		借入金・負担金等の償還				
		家計費				
		その他				
		計 D				
		C－D				

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借入金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組織名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
農業用 (建物 ・農機 具)		a	a	
家畜飼 養状況	乳肉 用牛 豚 鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。

別紙２（水利施設整備に係る運用）

第１ 趣旨

実施要綱第２の１の(２)の①のアの(イ)に掲げる水利施設整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用５までに定めるところによる。

第２ 事業の内容

１ 水利施設等整備事業

水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を行う事業であり、運用１に掲げる事業（ただし、畑地帯総合整備型にあっては、運用２に掲げる事業）

２ 農業水利施設保全合理化事業

水管理の省力化や農業水利施設の長寿命化のための整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

３ 広域農業用水適正管理対策事業

国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業であり、運用４に掲げる事業

４ 地域用水環境整備事業

農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業であり、運用５に掲げる事業

第３ 事業の実施区域

第２の１及び２に掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができるものとする。

第４ 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他運用１第２、運用２第３、運用３第３、運用４第２又は運用５第２に定める者とする。

第５ 計画の提出

都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、運用１第４、運用２第５、運用３第５、運用４第４又は運用５第４に定める計画を地方農政局長等（北海道に

あつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに別に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを基に書類を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 計画の変更

- 1 都道府県知事は、運用1第5、運用2第6、運用3第6、運用4第5又は運用5第5に定める変更があつた場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更の報告を受けたときは、変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 2の変更計画報告書は、様式1により作成するものとする。

第7 事業の達成状況報告

都道府県知事は、運用1第6、運用2第7又は運用3第8に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

要綱第4の農村振興局長が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第9 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で整備する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第10 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村、土地改良区又は公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）第42条に規定する市町村地域防災計画（市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局通知）によるものとする。
- 6 本事業により農業用ため池を対象とした整備を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものは除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 7 法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の農業用排水施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

第11 経過措置

農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長、29農振第2962号農林水産省農村振興局長、29林整計第579号林野庁長官、29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の実施要綱及び実施要領に基づき事業を実施している地区の取扱いについては、なお

従前の例によるものとする。

別記

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

3 調査・調整費

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業）
計画変更報告書

〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、別紙2の第6に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

1. 〇〇計画
2. その他

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
水利施設等 整備事業 (基幹水利施設 整備型)					ha	百万円	

運用 1（水利施設等整備事業）

第 1 事業の内容

水利施設等整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 基幹水利施設整備型

別表の事業種類の欄の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

2 農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

3 地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

4 流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

5 排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものを併せて一体的に実施するもの

ア 排水施設と一体としての機能を有するもの

イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

6 基幹水利施設保全型

(1) 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設

設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第 1 号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

7 地域農業水利施設保全型

(1) 団体営事業等で造成された農業用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する、別記様式第 1 号により 6 の(1)のアからエまでに掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

(2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施

(4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの

第 2 事業実施主体

水利施設等整備事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 水利施設等整備事業の実施主体は、2 及び 3 に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 第 1 の 6 の(2)及び(3)の事業については、都道府県、市町村又は事業対象である施設を管理する者とする。
- 3 1にかかわらず、第 1 の 7 の(1)から(3)までに掲げる事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者、第 1 の 7 の(4)の事業については、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であつて都道府県知事が適当と認める者とする。

第 3 事業の実施要件

水利施設等整備事業に係る要綱第 2 の 2 の(2)の③の農村振興局長等が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。）の新設又は変更（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条第 1 項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。）であつて、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの
- (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね 3 分の 2 以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね 5 千万円以上のもの

ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあつては、受益者負担金の額を当該費用の 15%以内とする。

2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

- (1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であつて、かつ、末端支配面積が 5 ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあつては、末端支配面積の制限を設けないものとする。
- (2) 実施地域内に 100 ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域が含まれること。
- (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒 0.5 立方メートル以上であるこ

と。

再編水量＝許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量
イ 次の算式により算出される再編水量の比率が 10 パーセント以上であること。

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量×100
許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）

- (4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ 新規利水事業の事業主体

ウ 都市開発事業計画等が第 4 の 1 の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ 関係市町村

オ その他都道府県知事が必要と認める者

- 3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積 5 ヘクタール以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10 パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね 5 パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に 1 つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア 事業実施主体

イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ 都道府県土地改良事業団体連合会

オ その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

- (5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとする。

ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ 土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

- 4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であること。
 - (2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。
 - (3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
 - (4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
 - (5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
 - (6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に 1 つ、3 の(4)のアからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、3 の(5)のア及びイに掲げる内容を主たるものとする。
- 5 排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね 50%以上であること。
 - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね 50 センチメートル未満又は冬期においておおむね 70 センチメートル未満の位置をいう。）水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
 - (2) 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね 10 ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上であること。
- 6 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
 - (2) 第 1 の 6 の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第 2 号により作成する実施方針に位置づけられたものとする。なお、実施方針は、策定後 5 年以内に見直しを行うものとし、新たに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出する

ものとする。

- (3) 第1の6の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。
 - (4) 第1の6の(2)について、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
 - (5) 都道府県営造成施設について第1の6の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。
- 7 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。
 - (2) 第1の7の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が別記様式第3号により作成する実施方針に位置付けられたものとする。なお、実施方針は、都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ作成するものとし、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。ただし、6の(2)により都道府県知事が選定した施設は本事業の対象外とする。
 - (3) 第1の7の(1)の事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であつて、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。
 - (4) 第1の7の(2)の事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上（第1の7の(1)の事業を実施していない場合であつて、別記様式第4号により機能保全計画を策定した場合にあつては、10ヘクタール以上）であること。
 - (5) 第1の7の(3)の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
 - (6) 第1の7の(4)の事業を実施するときは、策定期間を1年以内とする。

第4 計画の作成

水利施設等整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあつては、必要な計画を作成するものとする。

1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第5号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあつては、都道府県知事は第3の2の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

- (1) 地域の現在の利水状況
- (2) 地域の利水に関する将来構想

- (3) 農業用水の再編構想
- (4) 施設整備の概要
- (5) その他関連する事項

2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第6号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第3の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び林間畑への転換計画をいう。）を策定するものとする。

4 基幹水利施設保全型

- (1) 都道府県知事は、第1の6の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第7号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、第1の6の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第8号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第9号により事業計画の概要を作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第7号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、第1の6の(2)及び第1の7の(2)の事業を法律補助として実施する場合には、別紙2第10の5の規定に関わらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第10号及び別記様式第11号によるものとする。

5 地域農業水利施設保全型

- (1) 事業実施主体は、第1の7の(1)から(3)までの事業を予算補助として実施する場合には、別記様式第12号により地域農業水利施設保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、第1の7の(4)の事業を実施する場合には、別記様式第13号により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を作成するものとする。

第5 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の1の再編計画を変更すること。
 - (1) 受益面積の10パーセント以上の増減
 - (2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減
 - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれか該当する場合は第4の4の(1)の保全整備事業計画書を変更すること。
 - (1) 第1の6の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
 - (2) 第1の6の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合
 - (4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 3 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、次に定めるいずれかに該当する場合は、第4の5の(1)の地域農業水利施設保全整備事業計画書を変更すること。なお、これらの変更を行った場合には、別記様式第14号により地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書を都道府県知事に提出し、別記様式第15号により都道府県知事の承認を受けるものとする。
 - (1) 第1の7の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
 - (2) 第1の7の(2)の事業における、水路延長の20パーセント以上の増減又は頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設を新たに追加する場合若しくは対象外とする場合
 - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第6 事業の達成状況報告

水利施設等整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第16号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法事業を除く。）においては、別紙2第7に関わらず、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第17号により事業実施結果を取りまとめるものとする。また、必要に応じて地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型においては、別紙2第7に関わらず、各年度毎に別記様式第18号により本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第7 その他

- 1 第1の6及び7の事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるので留意されたい。
- 2 第1の6の(2)及び7の(2)の「機能保全計画等」とは、次に掲げるいずれかに該当するもののほか、第1の6の(1)、7の(1)及び運用3第2の3の(5)に基づいて策定する機能保全計画とする（ただし、第1の6の(2)の「機能保全計画等」には、第1の7の(1)の機能保全計画は含まない。）。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画
 - (4) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産省農村振興局長通知別紙1の第2の6の基幹水利施設保全型及び別紙4の第2の4の機能保全計画策定事業に掲げる機能保全計画
 - (5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添1－4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画
- 3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

- (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について
(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱 (平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2537 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2234 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営施設機能保全事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2220 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止される国営施設応急対策事業実施要綱 (平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2685 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 2 の (2) に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知) により廃止される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2200 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 4 第 1 の 2 の (7) に掲げる機能保全計画
 - (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される特定地域振興生産基盤整備事業実施要領 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振 2243 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 4 第 1 の 2 の (7) に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される農業競争力強化基盤整備事業実施要領 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号農林水産省農村振興局長通知及び、24 生畜第 2231 号農林水産省生産局長通知) 別紙 3－1 第 2 の 7 の (1) に掲げる機能保全計画
 - (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される農業水利施設保全合理化事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 1931 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 12 に掲げる機能保全計画
- 4 別表に掲げる事業による盛土・切土等の施工 (宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。) に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
生産基盤 整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は 心土破碎工
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこ れと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸 資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更

別記様式第 1 号

		地区名	地区
機能保全計画			
令和 年 月			
〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村			

<機能保全計画 目次>

- 1. 施設現況調書
 - (1) 事業の状況
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
- 2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
- 3. 対策工事
 - (1) 対策工法
 - (2) 対策時期
 - (3) 機能保全コスト算定
 - (4) 施設機能監視計画

別記様式第2号

〇〇県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 R〇〇年度～R〇〇年度

2. 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧※¹

地区名※ ²	施設名	造成年度	種類※ ³	規模※ ⁴	水路延長※ ⁵	管理主体	備考

※¹：必要に応じて項目数を増減させること。

※²：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※³：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※⁴：規模とは、貯水池は貯水量（千 m^3 ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※⁵：水路延長とは、水路の場合は延長（ km ）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

3. 事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後5年間の計画策定の推進目標（最低でも50%とする）等について記載すること。

別記様式第3号

〇〇県 地域農業水利施設保全対策実施方針

1. 対象期間 R〇〇年度～R〇〇年度（5年間）

2. 対象施設

(1) 選定にあたっての基本的考え方

(2) 機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成 年度	受益 面積	種類	規模	対象 延長	管理主体	実施主体	実施 年度

(3) 対策工事施設一覧

施設名	所在地	造成 年度	種類	規模	対象 延長	実施主体	実施 年度	対策工事の概要

注1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
注2：規模とは、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、
樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）
注3：対象延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(4) 施設数計

種類	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
実施済み							

3. 事後保全に関する実施方針

(1) 対象とする施設

(2) 事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第 4 号

機能保全計画（〇〇地区）

施設No. 〇〇

施設 現況	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
	構造等					
	規格・規模					
機能 診断 調査	文献等の調査	(経過年数やこれまでの補修履歴、日常管理の内容等を記載)				
	現地の調査	(目視調査、ひび割れ調査、圧縮強度調査等のその内容及び結果を記載)				
機能 診断 評価	劣化の要因	(劣化が認められる箇所について、どのような要因が考えられるか推測)				
	健全度の評価	(診断箇所毎に、S5～S1の評価や採点結果を記載)				
	劣化の見込み	(健全度が異なる箇所毎に、このままでは何年後に下の健全度に劣化するかを、周辺施設の状況や劣化曲線等から予測)				
機能 保全 対策	対策工法					
	対策時期					
	対策工法の選定根拠	(検討した対策案の中から、どうしてその対策を選定したかをストックマネジメントの観点から踏まえて記載) ※この対策が一番有効であるという根拠が分かるように				
	今後の監視計画	(機能診断や対策工事を経て、今後、どの箇所のどこに注目して、どれくらいの頻度で施設の監視を行っていくかを記載)				

別記様式第5号

農業用水再編対策基本計画

- 1 地域の利水をめぐる状況
- 2 地域の利水に関する将来構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 水需要の将来予測
 - (3) 水源開発及び水利権取得計画
- 3 農業用水の再編構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 現況の農業用水の利水状況
 - (3) 農業用水需要の将来予測
 - (4) 必要水量の検討
 - (5) 水利調整計画
- 4 施設整備の概要
 - (1) 農業水利施設の整備状況
 - (2) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
 - (3) 費用負担の考え方
 - (4) 施設の管理の考え方
 - (5) 関連事業計画等
- 5 その他関連する事項

別記様式第6号

	地区名	地区
	作成年月	年 月

地域用水環境整備計画

○ ○ 地 区

令和 年 月

○○県○○土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画 目次＞	
1 地区概要表	(1) 基本方針
2 地域の所在及び現況	(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
(1) 所 在	4 施設の整備等の構想及び基本計画
(2) 地域の概要	5 事業実施計画
① 地域の地勢及び社会条件	(1) 事業実施計画
② 市町村等における地域開発等の方向	(2) 指標等
(3) 農業用水の成立過程	① 地域用水機能存在指標（現況）
① 農業用水の歴史的経緯	② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）
② 整備状況	6 関連事業
(4) 現況の地域用水機能	7 添付図面
① 地域用水機能の概要	(1) 地域用水環境整備現況図
② 施設タイプごとの地域用水機能の概況	(2) 地域用水整備構想図
③ 管理体制	(3) 地域用水機能効果算定図（現況）
3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方	(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道府県名				地区名				地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況		
関係市町村名										目標		
地域の概要	地理的条件								施設整備			
	農業状況											
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考			配水操作			
	ha	ha	ha	ha	ha							
人口・戸数		総人口	農家人口		総戸数	農家戸数			維持管理			
	実数											
	構成比											
農業基盤整備状況									機能の増進	存在要件		
								増進効果				
								備考				

2 地域の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

--

② 市町村等における地域開発等の方向

--

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

--

② 整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

--

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施 設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備 考
	施設構造	状 況	アクセス	水路 状況	水位 変動	水質	管理者	状 況	

③ 管理体制

--

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

--

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機 能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施 設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構 造	数 量		

5 事業実施計画

- (1) 事業実施計画
ア. 事業実施主体
イ. 総事業費
ウ. 予定工期
エ. 予定費用負担割合

- (2) 指標等
① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備 考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

- ② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能發揮に係る指標別評価													備考
				評 価 値				係 数				算 定 値					
				アクセス指標	水路状況指標	水位変動指標	水質指標	延長	戸数	密度	換算距離	アクセス指標	水路状況指標	水位変動指標	水質指標	計	
				A	B	C	D	a	n	a'	a*a	A*a*a'	B*a*a'	C*a*a'	D*a*a'		
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	第-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	第-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	第-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合 計																	
		景観保全															
		流雪用水															
		防火用水															
		生活用水															

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
(2) 地域用水環境整備構想図
(3) 地域用水機能効果算定図（現況）
(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第 7 号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧※¹

施設名	造成年度	種類※ ²	規模※ ³	水路延長※ ⁴	管理主体	備考

※¹：必要に応じて項目数を増減させること。

※²：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※³：規模とは、貯水池は貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

※⁴：水路延長とは、水路の場合は延長（k m）、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急対応の実施	千円	
計	千円	

5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注1）実施方針（別記様式第2号）を添付すること。

注2）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要（別記様式第8号）を添付すること。

機能保全計画の概要

1 施設の概要	施設名称		造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
			着工	完成	h a		
	施設構造						
	施設規模						
事業実施理由							
2 調査結果概要	予備調査結果概要						
	一般調査結果概要						
	詳細調査結果概要						
	診断結果						
3 機能保全対策概要	対策工法						
	対策時期						
	対策費用						
4 機能保全コスト	機能保全コスト						
	コスト削減効果※						

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第9号

〇〇地区 事業計画の概要

地 区 名				局 名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受 益 面 積			受益戸数	事 業 費	予 定 工 期	
	水 田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～	
現 況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概 要	名 称	主 要 諸 元		受益面積	基 本 事 業 計 画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、 有効貯水量、計画洪水量、余 水吐形式、取水設備形式等		ha	年度 ～	千円	ha
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型 式、附帯設備等					
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動 機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附 帯工等					
施設整備 計 画	(機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。)						
事 業 費	種 目		数 量		金 額		備 考
基 本 事 業 の 概 要	事業種別	地 区 名	受 益 面 積			事業費	工 期
			水 田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設の 管理状況	施 設 名	管理費（最近10ヵ年平均）			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日		
					管理受託者 費用負担区分		

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法 手 続 予 定 表						
図 面 等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第 10 号

事業計画概要書

第 1 章 目 的

事業の目的を簡潔に記載する。

第 2 章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第 3 章 施設整備計画

機能保全対策工事の内容について記載する。

第 4 章 費用の概算

総額のみ記載する。

第 5 章 効 用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第 6 章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第 7 章 計画概要図

5 万分の 1 地形図に記載する。

別記様式第 11 号

事業計画書

第 1 章 目 的

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

第 2 節 地 積

第 3 章 対象施設の状況

第 1 節 用水施設

1 ダ ム

2 頭首工

3 揚水機場

4 幹線用水路

5 その他かんがい施設

第 2 節 排水施設

1 水 門

2 排水機場

3 幹線排水路

4 その他排水施設

第 3 節 その他の施設

第 4 章 施設整備計画

第 1 節 要 旨

第 2 節 用水施設

1 ダ ム

2 頭首工

3 揚水機場

4 幹線用水路

5 その他かんがい施設

第 3 節 排水施設

1 水 門

2 排水機場

3 幹線排水路

4 その他排水施設

第 4 節 その他の施設

第 5 章 工事の着手及び完了の予定時期

第 6 章 環境との調和への配慮

第 7 章 工事費の総額及び内訳

第 8 章 効 用

第 9 章 関連する事業

1 基本事業

2 維持管理事業

3 その他の関連事業

第 10 章 計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図

3 主要工事図面

別記様式第 12 号

地域農業水利施設保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 工期

2. 機能保全計画の策定

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	実施年度

注 1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

注 2：規模とは、貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

注 3：水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

3. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	実施年度

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
計	千円	

5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注 1）実施方針（別記様式第 3 号）を添付すること。

注 2）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画（別記様式第 1 号又は第 4 号）を添付すること。

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

地 区 名		〇〇第〇地区(〇〇〇〇)		都道府県名		〇〇〇県		計画主体		〇〇〇県		計 画 構 想			
所 在 地		〇〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇〇							調 査 費		24,000 千円				
調査目的															
地域の現況															
調 査 及 び 調 査 費	調 査 項 目			数 量		調 査 費 (千円)						概 要 図			
						国 費		県 費		市町村費他				計	
	合 計														

別記様式第 14 号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体の代表者

〇〇地区について、地域農業水利施設保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- 1 事業計画書（変更）
- 2 機能保全計画（追加分）

※変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第 15 号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書

番 号
年 月 日

事業実施主体の代表者 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記地区について、事業計画の変更を承認する。

記

- 1 〇〇地区

別記様式第 16 号

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別紙

[illegible]

別記様式第 17 号

令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)
都道府県知事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧※¹)

施設名	造成年度	種類※ ²	規模※ ³	水路延長※ ⁴	管理主体	備考

※ 1 : 必要に応じて項目数を増減させること

※ 2 : 種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※ 3 : 規模とは、貯水池は貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

※ 4 : 水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

3. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

4. 緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

5. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
機能保全計画 策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

別記様式第 18 号

地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
地方農政局長〕 殿

事業実施主体の代表者
(都道府県知事)

下記のとおり事業を実施したので、報告します。
記

1. 機能保全計画策定施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	備考

注 1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
注 2：規模とは、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）
注 3：水路延長とは、水路の場合は延長（ km ）、水路以外は空欄

2. 対策工事实施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

注 4：都道府県知事の報告については、複数の地区をまとめて記載しても可

3. 事後保全調書

事後保全調書

平成 ○○ 年度 ○○ 県

地区名		施設の所在地		施設の受益面積 (ha)	
＜対象施設の概要＞					
施設名称 (分類)	諸元 (材種、寸法)	製造年	造成事業	施設管理者	
＜事故の概要＞					
事故の経緯 (発見時期、事故の状況、影響、原因の推定)					
施設位置図			施設状況写真		
＜工事の概要＞					
工 種	内 容			工事費 (千円)	
計					
＜負担区分内訳 (千円)＞					
国費	都道府県費	市町村費	受益者		
6 法指定地域等					
特記事項					

運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）並びに 3 の（1）のウに定める生産基盤整備事業等の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4 に定める基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定めるいずれかの基準を満たす経営体をいう。
 - （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
 - （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
 - （4）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （5）地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。））であること。
 - （6）その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 4 2 の「基幹ほ場 3 作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- (1) 耕起
- (2) 代かき
- (3) 田植え又は播種
- (4) 収穫

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地が、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール、樹園地にあっては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないものの
- (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

6 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

- 法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (9) (1) から (8) までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第 2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

1 畑地帯総合整備型

- (1) 令第 50 条第 4 項に規定する畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）に基づき事業を実施する場合（以下「担い手育成対策」という。）
- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
- イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (2) 令 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）
- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
- イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の 2 及び 3 の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- ウ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）
- エ 次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）
- (ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、同表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の 3 の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業
- (イ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設

若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

オ 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第2の1 (1) に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

(2) 担い手支援対策

第2の1 (2) に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

3 共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分欄の1の(3)～(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね3戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のアの指導事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)の中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものとなるよう配慮するも

のとする。

カ 耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (カ) 転作後に必要な田面整地作業
 - (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
 - (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

第3 事業実施主体

畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 畑地帯総合整備型の事業実施主体は、2から4までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 3 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

第4 採択要件

畑地帯総合整備型に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

ア 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあつては100ヘクタール、奄美群島にあつては10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあつては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（1の(2)のアにおいて同じ）。

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

(a) 事業採択時 20%未満の場合にあっては、30%以上となること。

(b) 事業採択時 20%以上 50%未満の場合にあっては、10 パーセントポイント以上増加すること。

(c) 事業採択時 50%以上 55%未満の場合にあっては、60%以上となること。

(d) 事業採択時 55%以上 90%未満の場合にあっては、5 パーセントポイント以上増加すること。

(e) 事業採択時 90%以上 95%未満の場合にあっては、95%以上となること。

(f) 事業採択時 95%以上の場合にあっては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

② 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ 30%以上増加すること

(イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が 30%以上となること。

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が 35%以上となること

(2) 担い手支援対策

ア 受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、(ア)に関わらず、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。

(イ) 受益面積がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が 3 千 5 百万円以上であること

(ウ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること

① 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和 41 年法律第 103 号)第 4 条第 1 項

の規定に基づき指定された地域)

② 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 2 条の 3 第 3 項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）

③ 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和 47 年 5 月 29 日付け 47 企第 187 号農林事務次官依命通知）に定める地域）であって畑作物が生産される地域

④ 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 34 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された地域）

⑤ 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定により指定された地域）

⑥ 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域

⑦ 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域

⑧ 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地としてかんきつ、りんご、ぶどう、パイナップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにゃく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

(a) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が 30 パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね 300 ヘクタール以上であること

(b) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が 50 パーセント以上であること

ウ 単独土層改良を行う場合にあっては、アにかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 受益面積がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

(イ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

(ウ) 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

① 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯

② 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域

- ③ 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域
- (エ) 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。
- (オ) 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。
- (カ) (オ)の不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壤の調査を実施するものとする。
- エ 単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が7戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。
- (ア) 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。
- (イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。また、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（2の(2)において同じ）。

その他の要件については、第4の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

その他の要件については、第4の1(2)に準ずるものとする。

第5 計画の作成

畑地帯総合整備型の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア 畑地帯集積促進整備計画

(ア) 令第 50 条第 4 項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- ① 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。
- ② 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的は場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

(イ) 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造改善目標
- ② 担い手等の見通し
- ③ 農地の流動化計画
- ④ 土地利用計画
- ⑤ 農業生産基盤整備計画

(ウ) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする

イ 活性化計画

(ア) 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

(イ) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1 から数集落を対象とする。

(ウ) 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

② 農地の流動化計画

①に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

③ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

④ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

⑤ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

⑥ 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

⑦ その他必要な事項

⑧ 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする

(エ) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

① 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する

② 集落懇談会の開催

③ その他必要な活動

ウ 農業経営高度化計画

農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は、別記様式第1号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

(2) 担い手支援対策

都道府県知事は、担い手支援対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイに定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、高度化整備計画を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあっては、この限りではない。

ア 高度化整備計画

(ア) 令第50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

① 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。

② 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること。

③ 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促

進法第 12 条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあつては、1 経営体以上とする。）。)

④ 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

(イ) 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。

(ウ) 高度化整備計画の様式は、別記様式第 2 号のとおりとする。

イ 基本計画

(ア) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(イ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造の目標

② 土地利用計画

③ 農業生産基盤の整備目標

④ 基盤整備等事業計画

⑤ 推進体制

⑥ その他必要な事項

(ウ) 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(エ) 基本計画の様式は、別記様式第 3 号によるものとする。

ウ 市町村は、担い手支援対策において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす不良土層関連保全計画（以下「保全計画」という。）を作成するものとする。

(ア) 不良土層関連保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

(イ) 市町村は、不良土層関連保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

(ウ) 不良土層関連保全計画の様式は、別記様式第 4 号によるものとする。

エ 単独施設整備、単独土層改良及び単独営農用水に係る事業計画概要書の様式は、別記様式第 5 号によるものとする。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第 5 の 1 (1) に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第 5 の 1 (2) に準ずるものとする。

3 共通事項

(1) 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

(イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

(ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

(エ) その他適当と認められる手法

イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業振興の構想

① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等を与える影響

(イ) 高付加価値農業形成計画

① 高付加価値農業に関する営農計画

② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③ 農用地の権利移動状況

④ 各種計画との調整

(2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。なお、計画を定める場合に当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続き及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。オの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第5の1の（1）のイに定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備事業（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（単独土層改良及び単独営農用水を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により第5の1の（2）のイに定める基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
 - （1）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
 - （2）事業計画の変更
 - （3）目標年度の変更
 - （4）その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画に変更が生じた場合

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第6号により行うものとする。
- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

- 1 別紙2別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - （1）農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

- 2 別紙2別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。
- 7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
 - (1) 中心経営体集積率が35%以上45%未満の場合にあつては0.035
 - (2) 中心経営体集積率が45%以上55%未満の場合にあつては0.045
 - (3) 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては0.055
 - (4) 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては0.065
 - (5) 中心経営体集積率が75%以上にあつては0.075
- 8 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

第9 その他

- 1 別表の区分1から4までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 第8の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 3 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として第5に定める計画の提出が行われたものとみなす。
- 4 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等に

において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

- 5 4に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は4の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	

		(3) 農業集落防災安全施設整備事業 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 (5) 用地整備事業 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 (6) 環境整備事業 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備 (7) 生態系保全空間整備事業 多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 (8) 営農用水施設 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの (9) 農作業準備休憩施設 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 (10) 地域資源利活用基盤 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4	農業経営高度化支援事業 (1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 中心経営体農地集積促進事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援	

	(3) 耕地利用高度 化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均 平、暗渠の維持管理、その他の農用地 の良好な生産環境の維持及び条件整備 活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物 別の作付面積、単収・単価等の調査	
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別記様式第 1 号

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

[illegible]

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

注3：国営かん排事業（農地集積促進型）にあつては、「総事業費」は、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費について記入する。

(2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

[illegible]

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

[illegible]

別記様式第3号

	県	地区
	作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

○ ○ 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

＜目 次＞

1	畑地帯 営農促進基本計画総括表
2	農業構造の目標
	(1) 経営改善の基本方針
	(2) 担い手等の見通し（目標年度における農業就業人口）
	(3) 担い手農家の概要
	(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要
	(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
	(6) コスト低減目標
3	土地利用計画
	(1) 土地利用構想
	(2) 土地利用計画
4	農業生産基盤の整備目標
	(1) 基盤整備の基本方針
	(2) 基盤整備の概要
	① 農業用排水施設
	② 農道
	③ 区画整理
	(3) 土地改良施設の管理計画
5	基盤整備等事業計画
	(1) 基盤整備事業
	(2) 関連事業
6	推進体制
7	その他必要な事項

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

[illegible]

土地利用計画図

〇〇県〇〇地区

(位 置 図)

凡 例			
担い手の農用地			黒
区 分	農 用 地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

注1：3土地利用計画に従って区分する。

注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

2 農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

(2) 担い手等の見通し(目標年度における経営体数)

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体(法人)		団体経営体(非法人)		計	
	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模
現 在 (R年)	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体
目 標 (R年)								

注1：上段()は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき 農業者	計
現 在 (R年)						
目 標 (R年)						

注：担い手の現況数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 認定農業者の概要

[illegible]

(注) 1. 営農類型の欄には、(2)市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する（以下同じ。）。

④ 認定新規農業者の概要

[illegible]

⑤ 集落営農組織の概要

[illegible]

⑥ 市町村基本構想水準達成者の概要

[illegible]

⑦ 担い手として育成すべきであると市町村長が認める者の概要

ア. 担い手の基準

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	52
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

イ. 担い手の概要

[illegible]

① 都道府県における農作物生産向上指針

② 当該市町村の農作物生産向上指針

3 土地利用計画

[illegible]

(2) 土地利用計画

[illegible]

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線用水路		
幹線排水路		
支線用水路		
支線排水路		
水路総延長		
うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路		
幹線道路		
支線道路		
支線道路		
道路総延長		
うち改良済み		

③ 区画整理

項 目		現 況		計 画	
		面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積				
	整 備 済				
水田	総 面 積				
	整 備 済				

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ①－(②＋③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5 基盤整備等事業計画

(1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

(2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との 関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例 1 : 農業農村活性化農業構造改善事業

例 2 : 新農業構造改善事業

例 3 : 集会的利用権等調整事業

例 4 : その他

6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

7 その他必要な事項

別記様式第 4 号

不良土層関連保全計画書

都道府県名			(フリガナ) 地区名				所 在 地				整備 の 基本 方向													
地 目		水 田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合 計																
面 積 (ha) (農用地外)																								
計画区 域の農 業状況												基 本 構 想	作 表裏		作物名		作付面積 (ha)		作付率 (%)		輪 作 体 系			
		土壌統 (区) 名		面積 (ha)		阻 害 要 因			改良済み 及び不要 面積 (ha)		要改良 面 積 (ha)		改良 対策											
現 況	土 層 の 状 況																							
		合 計																						
基 盤 整 備 状 況	地 域 指 定	事業名		年次		事業量		事 業 内 容				地 域 資 源 需 給 計 画	年間需要量 (t)		年間供給量 (t)				備考					
名 称												土層管理計画												
指定年												推進・支援体制												
												備考												

別記様式第5号

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備 事業計画概要書

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
事業種類	単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水のいずれかを記載。								
地域の概況及び現状	整備の対象となる施設の状況並びに整備の必要性について記載する。								
目的	事業の目的を簡潔に記載する								
整備計画	整備の内容について記載する。								
対象施設概要※	名称	主要諸元			受益面積	基本事業計画			
						造成事業	造成工期	造成工事費	
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等			ha		年度～	千円	
	〇〇機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等							
	〇〇幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等							
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等							
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等							
施設整備計画※	施設名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）				事業費（千円）		予定工期（〇年度～〇年度）	
	畑かん施設								
	〇〇機場								
	〇〇幹線水路								
	〇〇ダム								
	〇〇頭首工								
	営農用水施設								
効用	事業の施行によって生ずる効果について記述する。								
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図								